

学校法人沖縄キリスト教学院公的研究費の適正な運営・管理及び不正防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）等に基づき、学校法人沖縄キリスト教学院の設置する沖縄キリスト教短期大学、沖縄キリスト教学院大学及び沖縄キリスト教学院大学大学院（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営・管理及び不正防止等について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費の運営及び管理に関する事項は、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除き、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において、「公的研究費」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

2 この規程において、「配分機関」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人をいう。

(責任と権限)

第4条 本学に、公的研究費の運営・管理を適正に行うため、次に掲げる責任者を置く。

(1) 最高管理責任者

最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(2) 統括管理責任者

統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(3) コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は本学の各部署等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、企画推進課課長をもって充てる。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

(ア) 各部署等における不正対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(イ) 不正防止を図るため、各部署等の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を実施する。

(ウ) 各部署等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(エ) コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、事務担当者を企画推進課職員の中から指名し、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行い得る体制構築に努める。

(ルール of 明確化・統一化)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関する事項（以下「ルール」という）を定め、明確かつ統一的な運用を図ることとする。

2 ルールは、別に定めるものとし、運用の実態が乖離しないよう、常に見直しを行うこととする。

3 ルールは、公的研究費の特性の違いにより複数の類型を設けることを可能とする。

4 公的研究費の適正な運営・管理及び事務処理手続き等に関する事務担当窓口を設置し、企画推進課をもって充てる。

(職務権限)

第6条 公的研究費の事務処理に関する職務権限は、ルール及び沖縄キリスト教学院組織規程、学内関連諸規程等の定めによる。

(関係者の意識向上)

第7条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、公的研究費の使用について、本規程及び関係法令を遵守するとともに、適正な使用に努めなければならない。

2 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、前項の責務を果たす旨の「誓約書」を学長に提出しなければならない。「誓約書」を提出していない者は公的研究費の申請をすることができない。

3 事務担当者は、専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行に関した事務を担うものとする。

4 事務担当者は、公的研究費の適正な運営・管理並びに不正防止を図るために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、説明会の開催など、コンプライアンス教育に必要な方策を講じなければならない。

(告発等)

第8条 学内外からの告発等（不正の疑いの指摘、通報、本人からの申出など）を受け付ける通報担当窓口を設置し、企画推進課をもって充てる。

2 本学教職員は、公的研究費の使用に関し、不正が疑われる場合または不正が明らかになった場合は、速やかに通報窓口へ通報しなければならない。

3 告発等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む）を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告しなければならない。

4 通報者保護については、「学校法人沖縄キリスト教学院公益通報者保護規程」に準ずる。

(調査及び懲戒)

第9条 コンプライアンス責任者は、公的研究費の不正使用等の疑いがある場合、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告し、調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査

(不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査)を実施する。

- 2 調査委員会については、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者(弁護士、公認会計士等)を含むこと、また第三者の調査委員は、本学及び告発者並びに被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 3 調査期間中、被告発者等の調査対象となっている者に対して、調査対象となっている公的研究費の使用を停止する。
- 4 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査の上、認定しなければならない。
- 5 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 6 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出し、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。
- 7 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- 8 調査結果は速やかに統括管理責任者及び最高管理責任者へ報告しなければならない。
- 9 不正の事実が確認された場合は、本学就業規則及び諸規程に基づき、当該研究者への処分を行うものとする。
- 10 不正使用による研究費は、その全額を当該研究者が負担し、返還することとする。

(不正防止計画の策定及び実施)

第10条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス責任者並びに事務担当者は、不正を発生させる要因の把握に努め、それに対応する具体的な不正防止計画を策定し、実施しなければならない。

2 不正防止計画を推進する担当部署を設置し、企画推進課をもって充てる。

3 最高管理責任者は、前項に定める不正防止計画を学内外に表明するとともに、その進捗管理に努めなければならない。

(研究費の適正な運営及び管理)

第11条 統括管理責任者、コンプライアンス責任者及び事務担当者は、予算の執行状況を把握し、研究計画の遂行が遅れている場合は、問題がないか確認するとともに必要な措置を講じなければならない。

2 研究者及び事務担当者は、別に定めるルールに従い適正に研究費を執行しなければならない。

3 事務担当者は、購入した物品を全て納品検収しなければならない。

4 最高管理責任者は、不正な取引を発生させないように、研究者と業者の癒着を防止する必要な措置

を講じなければならない。

5 不正な取引に関与した業者が確認された場合は、当該業者への取引停止の処分を行うものとする。
(モニタリング体制)

第12条 公的研究費の適正な管理及び不正防止を図るため、年度終了後60日以内に内部監査を実施する。

2 内部監査担当者は、総務課長とする。
(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

2 学校法人沖縄キリスト教学院公的研究費の適正な運営・管理及び不正防止に関する規程(2013年6月27日制定)は、廃止する。